

＜公費解体＞

申請に必要な書類		
○津幡町被災家屋等の解体及び撤去申請書	町様式第1号	
○罹災証明書等の写し	町税務課、生活環境課で発行されたもの	
○申請者の本人確認ができる書類の写し ※申請の提出を委任する場合は受任者の本人確認が出来る書類		
1点で可		運転免許証、個人番号カード等 顔写真付きのもの
上記がない場合、 2点必要		保険証、国民年金手帳、学生証、その他 顔写真なしの 官公署発行の資格証等
○被災家屋等の配置図及び写真 (被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象物が特定されるもの。)	任意様式第2号、第3号	

場合により必要な書類	
○当該被災建築物に係る家屋評価証明書（作成後3月以内のもの。） ※当該被災建築物が未登記であり、当該被災建築物に固定資産税が課税されている場合	町税務課で発行されたもの
○委任状（委任者の印鑑が押印されたものに限る。） ※代理人が申請する場合や、建物所有者と申請者が異なる場合	任意様式第1号
○申請者を除く共有者全員又は相続人全員に係る被災家屋建築物の解体及び撤去に係る同意書 ※被災建築物が共有である場合 ※被災建築物の所有者が死亡し、遺産分割協議が完了していない場合	任意様式第4号
○被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 又は 抵当権の解除証書 ※被災建築物に抵当権等の権利が設定されている場合	任意様式第5号
○差押え、仮差押え又は処分禁止の登記に係る債権者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 ※所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある被災建築物の所有者が申請を行う場合	
○賃借人全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 ※賃貸物件の所有者が申請する場合	任意様式第6号
○隣接地権者等の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 ※現地調査の結果により、足場を設置するなど解体作業に隣接地所有者の理解が必要な場合	任意様式第7号
○所有者の死亡を証する書類、相続人の全員が確認できる戸籍謄本等、 相続人の全員（申請者を除く。）に係る登録印が押印された遺産分割協議書 ※所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が申請を行う場合（相続人が1人の場合は遺産分割協議書を除く）	
○所有者の死亡を証する書類、相続人の全員が確認できる戸籍謄本等、 相続人全員の印鑑が押印された被災建築物の解体及び撤去に係る同意書 ※所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が決まっていないが被災建築物の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合	

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いする場合があります。